# 娘は危険運転の暴走車の犠牲に

私たちの娘真利子(当時 20歳、大学 2 年生)は、親元の旭川を離れて岩見沢の大学に通っていたが、平成 15 年 8 月 17 日の夜、岩見沢市内の国道 12 号線の交差点を自転車で横断中、渡り終える寸前で、時速 130 キロ前後という危険速度の暴走車にはねとばされ即死した。娘は顔面を砕かれ、立木にぶつかった後、路面に叩きつけられた。とても無残な殺され方であった。娘の夢であった社会福祉への道は、あまりに残酷な形でついえてしまった。

加害者(当時 19 歳、大学生)は、業務上過失致死罪ですぐ逮捕されたが、免許取得後 8ヶ月の初心者であった。親にねだって買ってもらった新車のスポーツカーで、同乗していた 2 人の友人に誉められ得意になってスピードを出し、しかも最も重要で基本的な前方注視を怠り、脇見運転。車は全くの「制御不能状態」であった。渡りきるまで 1.9m。あと 0.1 秒か 0.2 秒あれば、娘は国道を無事に渡り終えたはずであった。加害者がもう少し速度を落としていたら助かったのだ。本当に残念で悔しい思いがする。

加害者の親は、公職の身でありながら、運転技量の未熟な息子にラリー仕様 280 馬力もの超高性能車(インプレッサ)を買い与えた。そのことは刑事裁判で母親も供述した。

## 加害者の「謝罪」は裁判対策

加害者は起訴と同時に仮釈放された。その直後一度だけ私たち遺族宅に来たが、私たちが拒否すると、それ以来姿を見せなくなった。拒否されても誠意があるなら少なくとも毎月の命日に来なくてはならないのに、ただ花を花屋に届けさせただけであった。

刑事裁判の一審では、加害の少年は法廷に入って来ても、遺族に挨拶一つせず、平然と 遺族を無視し、謝罪や償いの気持ちは全く見られなかった。加害者側は「裁判が終わるま では遺族宅には行かないことにした」と証言した。しかし、4回目の公判で裁判長から「す ぐに謝り、誠意を見せるよう」と諭され、やっと私たちの控室に謝りに来る始末であった。

一審で1年6ヶ月の実刑判決(求刑は2年6ヶ月)を受けると、加害者は即時控訴した。この後、弁護士を通じて見舞金を送ってきたが、私たちは受け取りを拒否した。するとそのお金の処理に困ったのか交通安全の団体に寄付をした。二審(控訴審)の1回目公判で寄付のことが報告されたが、本当に純粋に謝罪の気持があるなら、裁判対策としてではなくもっと早い時期にするべき行為ではないか。

二審になると、加害者は今までと全く違う態度を示した。何と公判の間の1か月余りに 14回も遺族宅に来たのである。私たち遺族は、全く取り合わなかった。

娘の命日に二審判決があり、加害者側の控訴は棄却され、服役。以降、加害者家族はぴ

たっと来なくなった。公判中に見せた態度は実刑を免れるために裁判官を騙すための演技 だったのか。

加害者は服役中、謝罪の手紙を寄越すこともなく、出所後は顔を見せようともしない。 刑務所では何を考えていたのか。刑務官には娘を殺した事故についてどんなことを話した のか。うわべだけの「反省しています」で済ませ、刑務官をも騙したのだろうか。

### 不可解な速度の認定

加害者は警察や検察の取調中、事故車のスピードについて一貫して「スピードメーターは見なかったが、100 キロの速度を出していたと思う」と何度も供述していた。一方警察の鑑定(道警科捜研)では、「70~120 キロ」という極めてあいまいな鑑定。加害者はこれを逆手にとり、裁判になると 100 キロの証言を翻して「80 キロだった」と言った。親や弁護士に言われたのだろうか。または保身のためか。刑事裁判では警察の鑑定がそのまま通った。

加害者側の保険会社は、示談の申し出の中で「(娘の)過失は15%」と主張してきた。私たちは「娘に過失はない。過失があるというなら、100キロのスピードを出した加害者には1万%の過失がある」と告げ、話し合いを拒否した。

何と真実の速度は「127キロ以上」

民事裁判となり、速度に疑問を持っていた私たちは弁護士と相談し、自動車短大の茄子川教授に事故の鑑定をしてもらった。結果は「事故車の速度は 127.6~134.6 キロ」という驚くべき数値であった。加害者側も鑑定を依頼し「116 キロ」という結果。

判決で裁判官は、根拠の薄い加害者側の鑑定を退け、私たちの鑑定を採用、少な目であるが、速度は「127キロ」とした。

#### 鮮明になった問題点の数々

娘の事件を振り返って、次のような問題点を痛切に感じる。

刑罰について・・・加害者の罪状は「業務上過失致死罪」であったが、「危険運転致死罪」に十分値する。常識的に考えて当然危険運転という事故については積極的に適用を拡げていただきたい。

加害者の反省について・・・判決後や出所後の加害者の行動を監視し続けることが必要。裁判官は口先だけの反省に騙されている。

謝罪とは・・・損害賠償は保険だけでなく、加害者に直接負担もさせるべき。また、 社会奉仕活動に従事させることも検討すべきではないか。 車の製造責任・・・車の製造会社と販売会社の責任はどうなのか。ラリー仕様の超高性能車の製造や販売は規制すべき。馬力のある車は制御が困難であるから年齢(例えば25歳以上)や運転経験(例えば5年以上)で制限すべきではないか。

被害ゼロのために・・・制限速度の徹底(速度違反の罰金を大幅に上げる)や、歩車分離信号の設置など道路環境整備により、被害ゼロをめざすべき。

## ~事件概要~

2003 年 8 月 17 日、午後 10 時 4 分、岩見沢市内の国道を自転車で横断中の米澤真利子さん(当時 20 歳)は、前方不注意のまま 120 キロを超える速度で暴走してきた車に轢かれ即死させられる。

2004年3月22日、札幌地裁岩見沢支部は、禁固1年6月の実刑判決。加害者は執行猶予を求め控訴。

2004年8月17日、札幌高裁は被告の控訴を棄却。実刑が確定。

2006年8月 民事裁判にて真実の速度が判明